

【様式編】

土砂災害時の 避難確保計画

【施設名：】

令和 年 月 日 作成

様式編 目 次

市町村に提出

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙 1
4	防災体制	3	様式 2
5	情報収集・伝達	4	様式 3
6	避難誘導	5	様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	6	

個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要

9	防災教育及び訓練の年間計画作成例	7	様式 7
10	施設利用者緊急連絡先一覧表	8	様式 8
11	緊急連絡網	9	様式 9
12	外部機関等への緊急連絡先一覧表	9	様式 10
13	対応別避難誘導方法一覧表	10	様式 11
14	防災体制一覧表	11	様式 12

1 計画の目的

この計画は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2に基づくものであり、本施設の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 100 名	昼間 30 名	休日 50 名	休日 名
夜間 10 名	夜間 3 名		15 名

【事前休業の判断について】 ※入所系施設は除く

・大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合は、通所部門は臨時休業とする。

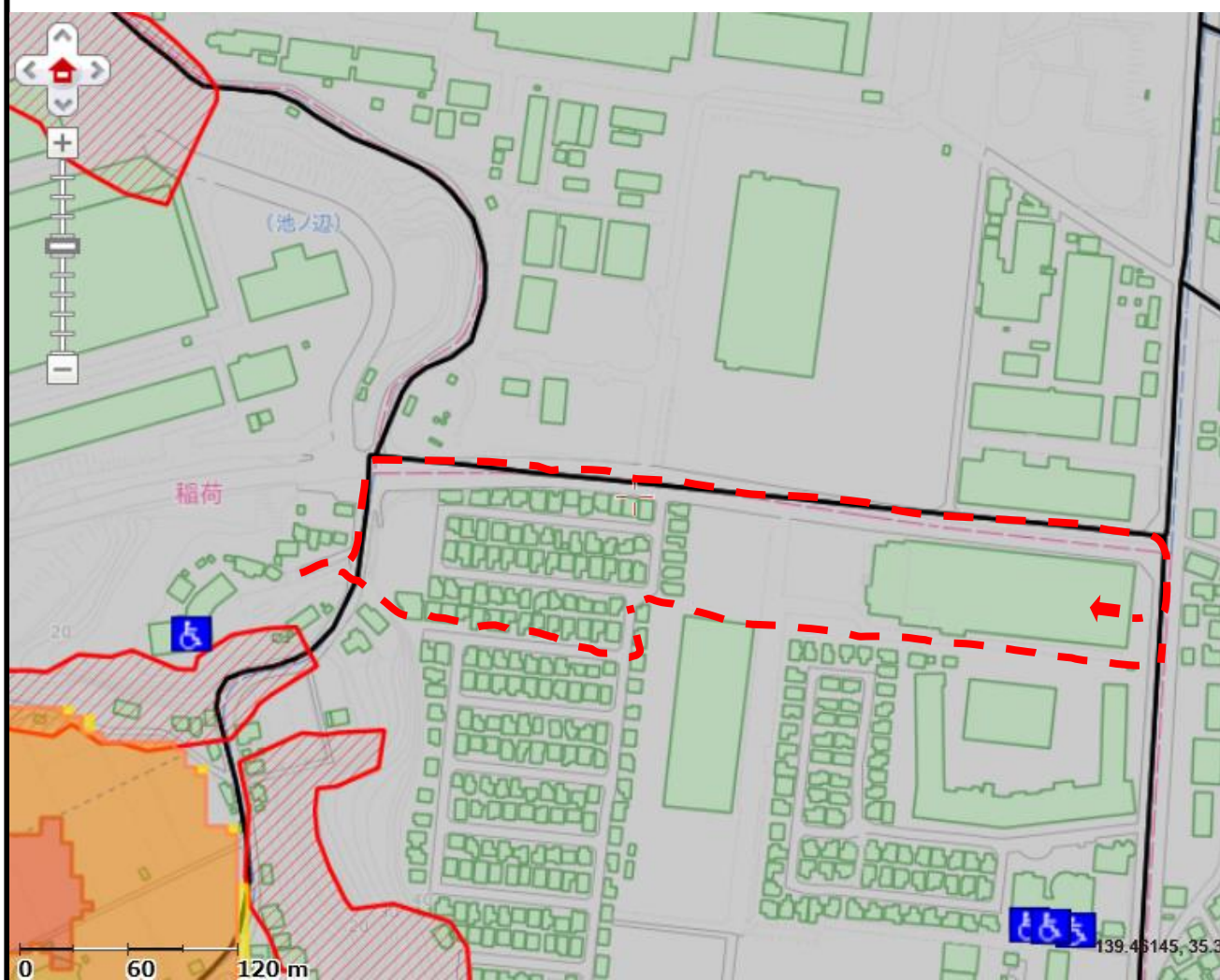
【記載例】

- ・大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、事前に休業を判断する。又は、利用者を早期に帰宅させる。
- ・ 時の時点で、藤沢市内に気象警報（波浪を除く）が発表されている場合は、事前に休業する。

【施設周辺の避難経路図】

土砂災害時の避難経路及び避難場所は、以下のとおりとする。

避難経路図



4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体 制	活動内容	対応要員
・大雨注意報発表 ・台風接近や大雨が予想される場合	注意体制確立	・気象情報の収集	・情報収集伝達要員
・大雨警報（土砂災害）発表 ・【警戒レベル3】高齢者等避難 発令	警戒体制確立	・気象情報の収集 ・使用する資機材の準備 ・利用者家族への事前連絡 ・避難支援の協力依頼 ・避難所開設状況の確認 ・要配慮者の避難誘導	・情報収集伝達要員 ・避難誘導要員
・土砂災害警戒情報発表時 ・【警戒レベル4】避難指示 発令	非常体制確立	・施設全体の避難誘導	・避難誘導要員

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	○テレビ・ラジオ ○藤沢市ホームページ「ふじさわ防災ナビ～防災インフォメーション」 ○気象庁ホームページ ○メールマガジン配信サービス「ふじさわ防災ナビ～防災・気象情報」 など
洪水予報・河川水位	○国土交通省ホームページ「川の防災情報」 ○神奈川県ホームページ「雨量水位情報」 など
避難情報（【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示）	○防災行政用無線（屋外スピーカー） ○防災ラジオ ○TVデータ放送 ○ふじさわテレフォンガイダンスサービス（防災行政無線の放送内容の電話案内サービス）050-5536-7060 ○藤沢市ホームページ「ふじさわ防災ナビ～防災インフォメーション」 ○メールマガジン配信サービス「ふじさわ防災ナビ～防災・気象情報」 ○緊急速報メール ○ふじさわ防災ナビ～X（旧ツイッター）（@Bousai_Fujisawa） ○防災情報アプリ「 ^{ハザードン} Hazardon」 など

(2) 情報伝達

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②体制確立時、あらかじめ市町村と調整した事項について、市町村に報告する。

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

避難場所は土砂災害が想定されない区域に定める。

ただし、利用者の移動に伴うリスクが高く、また、避難に要する時間が十分に確保出来ない場合は、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	●●中学校	(700) m	■徒歩 □車両 (
屋内安全確保	3階談話室		

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

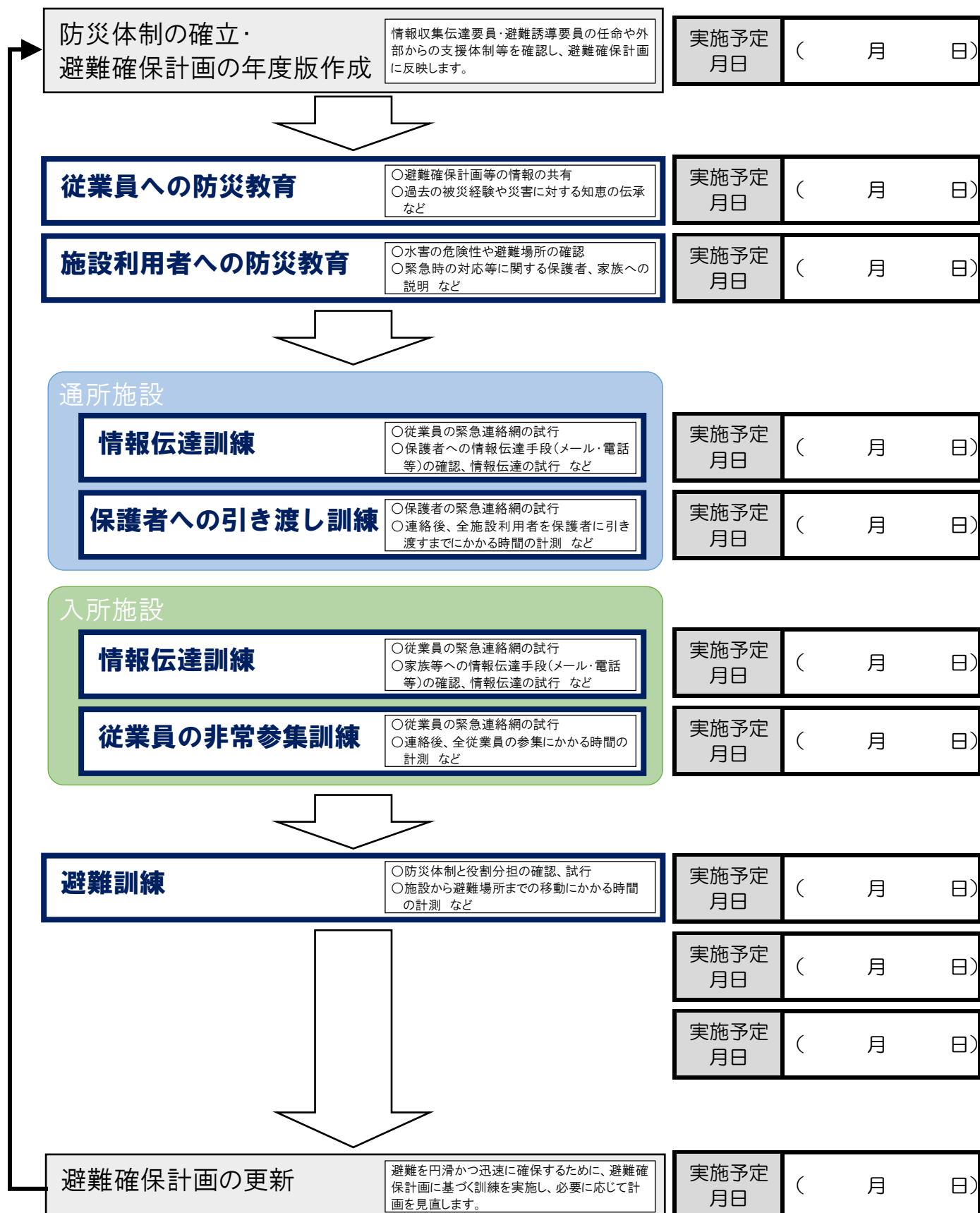
避難確保資器材一覧

備 蓄 品	
情報収集 ・伝達	■テレビ ■ラジオ ■タブレット ■ファックス ■携帯電話 ■懐中電灯 ■電池 ■携帯電話用バッテリー
避難誘導	■名簿（従業員、施設利用者） ■案内旗 ■タブレット ■携帯電話 ■懐中電灯 ■携帯用拡声器 ■電池式照明器具 ■電池 ■携帯電話用バッテリー ■ライフジャケット ■蛍光塗料
施設内の 一時避難	■水（1人あたり <u>3ℓ</u> ） ■食料（1人あたり <u>9食分</u> ） ■寝具 ■防寒具
高齢者	■おむつ・おしりふき
障害者	■常備薬
乳幼児	■おむつ・おしりふき ■おやつ ■おんぶひも
その他	■ウェットティッシュ ■ゴミ袋 ■タオル □（ ）

8 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

10 防災教育及び訓練の年間計画作成例



様式 8

-8-

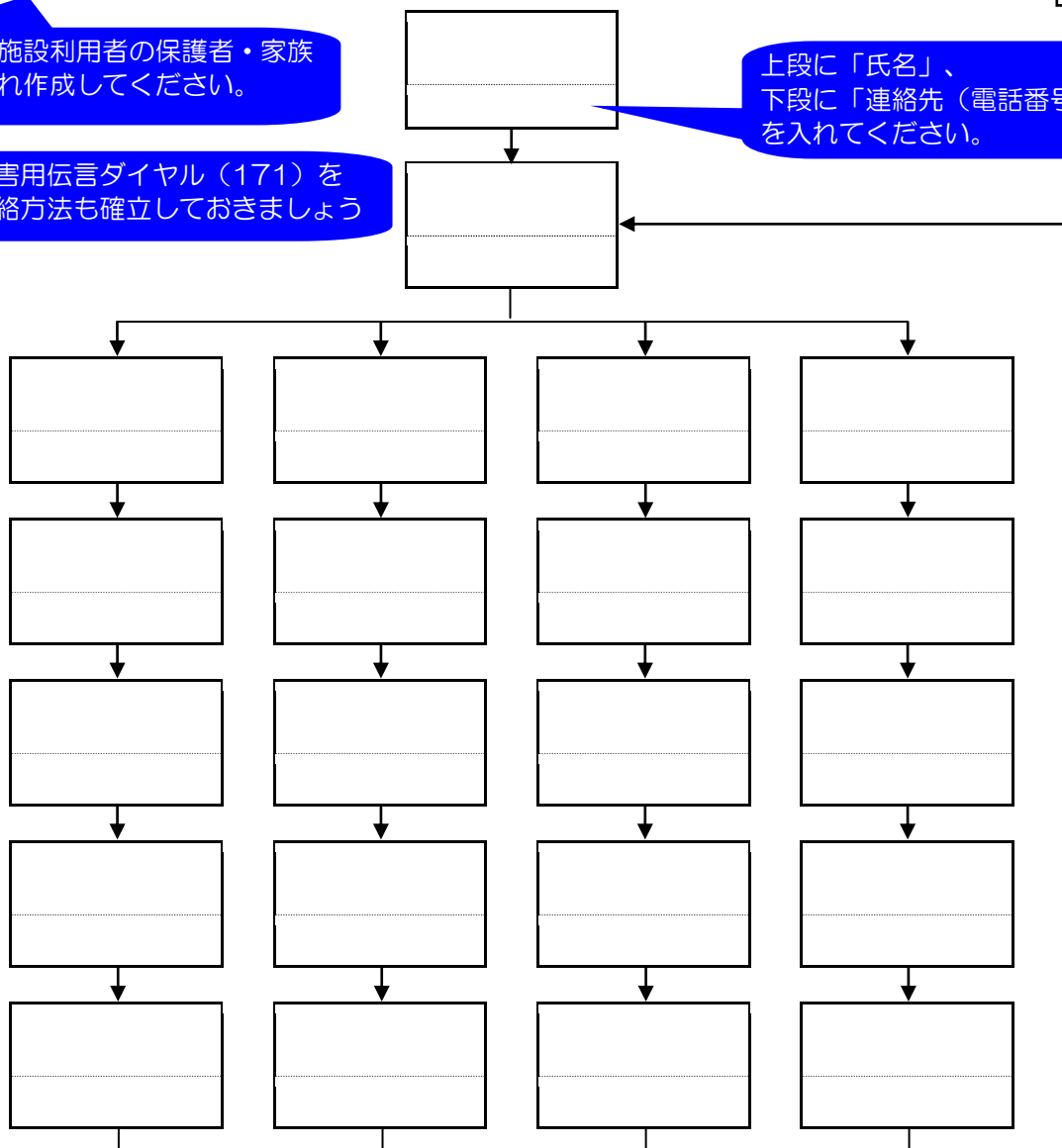
12 緊急連絡網

様式 9

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル（171）を利用した連絡方法も確立しておきましょう

上段に「氏名」、
下段に「連絡先（電話番号）」
を入れてください。



13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
藤沢市（施設関係課）					
藤沢市（防災担当課）	災害対策課	0466-25-1111			
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					

14 対応別避難誘導方法一覧表

様式 11

[illegible]

該当番号を記入

避難場所へ移動

1. 単独歩行が可能 2. 介助が必要 3. 車いすを使用 4. ストレッチャーや担架が必要 5. その他

その他の対応

6.自宅に帰宅 7.病院に搬送 8.そのほか

管理権限者 () (代行者)

情報収集 伝達要員	担当者	役 割
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	☐ 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による避難の呼び掛け ☐ 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導 要員	担当者	役 割
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認